警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則

制定 昭和37年公安委員会規則第3号

改正 昭和43年公安委員会規則第2号

改正 昭和46年公安委員会規則第6号

改正 平成6年公安委員会規則第5号

改正 平成6年公安委員会規則第8号

改正 平成6年公安委員会規則第10号

(原文縦書き)

(総則)

第1条 この規則は、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年6月岐阜県条例第29号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、警察官の被服に関し必要な事項を定める。

(使用期間の計算)

第2条 条例第2条に規定する被服の使用期間の計算は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)第3条の規程によるほか、警察本部長の定めるところによる。

(私服勤務員の定義)

- 第3条 条例第4条第2項に規定する警察官とは、次の各号に掲げる係の一に勤務する者で常時私服を着用して勤務に服するもの(以下「私服勤務員」という。)をいう。
 - (1) 捜査係
 - (2) 生活安全係
 - (3) 鑑識係
 - (4) 警備係

(被服代料の支給)

- 第4条 私服勤務員には、冬帽子、合帽子、夏帽子、冬服、合服、夏服、冬ワイシャツ、 合ワイシャツ、防寒服、雨衣及び長靴の代料(以下「被服代料」という。)を支給する ことができる。
- 2 被服代料の支給期間は、私服勤務員となった日の属する月の翌月から、私服勤務員で なくなった日の属する月の翌月までとする。

(私服勤務員の制服使用期間)

第5条 私服勤務員が被服代料の支給を受けている期間は、第2条の規定にかかわらず制服の使用期間として計算しない。

(委任)

- 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。
 - 附 則[昭和37年3月30日公安委員会規則第3号]

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則〔昭和46年11月2日岐阜県公安委員会規則第6号〕

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項にかかる改正の規定は、昭和46年10月1日から適用する。

附 則〔平成6年3月30日岐阜県公安委員会規則第5号〕

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則〔平成6年10月18日岐阜県公安委員会規則第8号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成6年11月1日岐阜県公安委員会規則第10号〕

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。